

新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年 8月 21日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 64 号

新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市音楽文化会館条例の一部を改正する条例（令和7年新潟市条例第13号）の施行期日は、令和8年7月1日とする。